

田園都第445号  
平成27年 2月20日

埼玉県屋外広告業登録事業者様

埼玉県都市整備部田園都市づくり課長  
(公印省略)

### 屋外広告物による公衆に対する危害の防止について（通知）

去る平成27年2月15日に札幌市において発生した屋外広告物の落下事故を受け、平成27年2月17日付け国都景歴第50号で、国土交通省都市局園緑地・景観課長から別添のとおり通知がありましたので、送付します。

埼玉県屋外広告物条例第14条第1項には、広告物を適正に管理し良好な状態に保持しなければならないと規定されております。

このため、皆様方におかれましては、掲出している屋外広告物について、定期的かつ実効性のある点検を実施するとともに、老朽化による倒壊、落下等のおそれがあるものについては、速やかに撤去、改修等の適切な措置を講じるなど常に安全性を図るようお願いいたします。

なお、埼玉県屋外広告物条例第6条第1項には、屋外広告物の表示・設置をする場合には、許可権をもつ行政庁の許可を受けると規定されております。したがって、無許可で屋外広告物を掲出することのないよう、適正な手続きをお願いいたします。

#### <参考> 埼玉県屋外広告物条例（抜粋）

（広告物の管理）

第十四条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（管理する者が置かれているときは、その者）は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（許可）

第六条 第四条各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所において、広告物の表示又は掲出物件の設置（前二条の規定によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

担 当：景観・屋外広告物担当 真栄城、荒木  
電 話：048-830-5528  
FAX：048-830-4879